

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 6 年 6 月 1 日）
第 1 編 共 通 編 第 1 章 総 則 1－1－20 建設副産物 1. 一般事項 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたつては、監督員の承諾を得なければならない。 2. マニフェスト 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。 3. 法令遵守 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正令和 3 年 5 月 19 日法律第 37 号）、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、建設副産物情報交換システム〔C O B R I S〕（以下「システム」という）に登録し、再生資源利用計画を施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物または金属くずを工事現場から搬出する場合には、システムに登録し、再生資源利用促進計画を施工計画書にその写しを添付して	第 1 編 共 通 編 第 1 章 総 則 1－1－20 建設副産物 1. 一般事項 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたつては、監督員の承諾を得なければならない。 2. マニフェスト 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。 3. 法令遵守 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正令和 3 年 5 月 19 日法律第 37 号）、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、建設副産物情報交換システム〔C O B R I S〕（以下「システム」という）に登録し、再生資源利用計画を施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 5. ■■■■■■ 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物または金属くずを工事現場から搬出する場合には、システムに登録し、再生資源利用促進計画を施工計画書にその写しを添付して

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 6 年 6 月 1 日）
監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
6. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をシステムに登録し、工事書類に含め監督員に提出しなければならない。 システムに関する問い合わせ先は下記のとおりとする。 一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）内 建設副産物情報センター 電話：03-3505-0410 URL：http://www.recycle.jacic.or.jp/ E-mail: recycle@jacic.or.jp	7. ■■■■■■ 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他形質の変更に関して、発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続きの状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるかなど、適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
7. 搬出調書 受注者は、建設発生土が搬出される工事にあたっては、搬出調書を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	8. ■■■■■■ 受注者は、建設現場等から土砂の搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称、所在地及び搬出量）と、前項で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づき通知しなければならない。
⑧. 運搬処分等委託契約 建設副産物の処分又は運搬を委託する場合は、委託契約書の写しを整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	9. ■■■■■■ 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先に搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合には、受領書の写しを提出しなければならない。
9. ■■■■■■ 受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装等の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め	10. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をシステムに登録し、工事書類に含め監督員に提出しなければならない。 システムに関する問い合わせ先は下記のとおりとする。 一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）内 建設副産物情報センター 電話：03-3505-0410 URL：http://www.recycle.jacic.or.jp/ E-mail: recycle@jacic.or.jp
	11. 搬出調書 受注者は、建設発生土が搬出される工事にあたっては、搬出調書を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
	⑫. 運搬処分等委託契約 建設副産物の処分又は運搬を委託する場合は、委託契約書の写しを整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
	13. ■■■■■■ 受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装等の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 6 年 6 月 1 日）
等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法等については、事前に監督員と協議するものとする。	等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法等については、事前に監督員と協議するものとする。